

大飯発電所2号機で発生した主復水タンク内における作業員の負傷について

平成22年11月12日

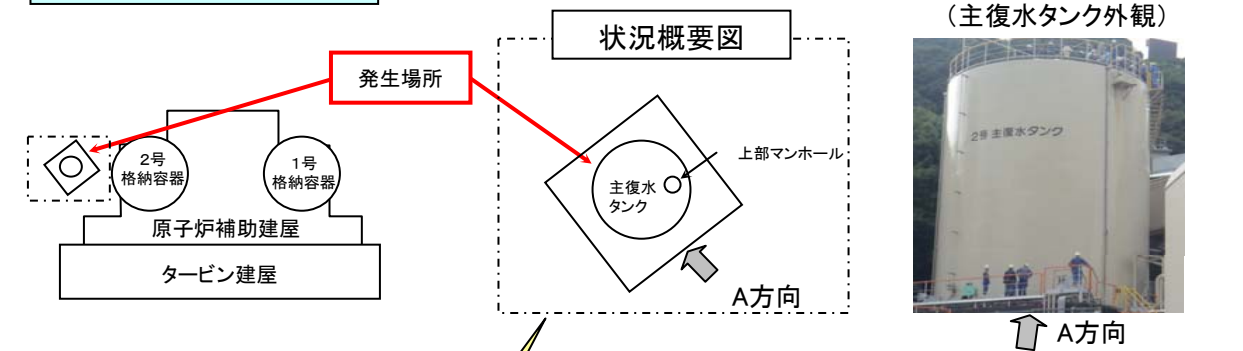
事故概要

○発生日時：平成22年8月10日 15時15分頃

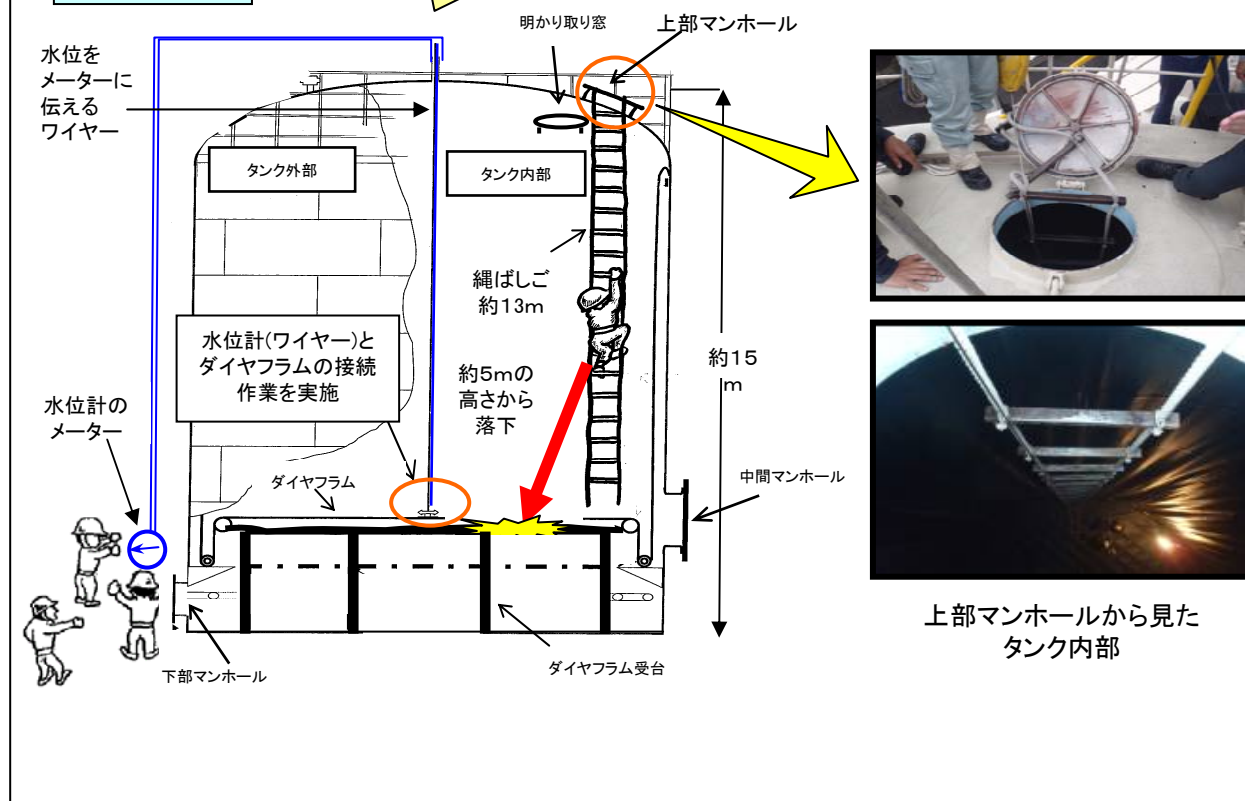
○大飯発電所2号機定期検査中、屋外にある2次系の主復水タンクにおいて、タンク上部のマンホールから仮設の垂直縄ばしご(全長約13m)を使ってタンク内に入り、ダイヤフラム※に水位計を取り付ける作業を行なった作業員が、作業後、外に出るために縄ばしごを昇っていたところ、高さ約5mの位置で手を滑らせ、タンク床面にあるダイヤフラム上に落下し、右足等を負傷しました。

※：タンク内に貯蔵された水の水质を保つため、水が空気と触れないようにする目的で設置されているゴム製の膜

発生場所および状況



発生状況



調査結果

(発生時の状況)

○縄ばしごを使用してタンク内に入る際は、タンク上部で数名の作業員が使用者を命綱で保持する必要があるが、この措置がとられていなかった(計装作業班)。

(作業状況)

○作業は修繕工事に伴い取り外した水位計を元の状態に復旧する作業で、作業計画では、修繕工事を実施した機械作業班がタンク内で水位計の取り付けを行い、被災者が所属する計装作業班は、この取り付け作業に立ち会うとともに、タンクの外で水位計の機能確認を行うこととなっていました。

○ところが、機械作業班と計装作業班との間で当日の作業について事前確認していなかったため、計装作業班は作業分担を誤認し、単独で担当外の水位計取り付け作業を実施しました。

○また、この作業を行なった計装作業班は、過去に縄ばしごを使った経験がなかったため、縄ばしごを使用する際に命綱が必要とっていなかった。

原因

○命綱等の落下防止措置をとらずに縄ばしごを昇ったためと推定しました。

【落下防止措置をとらなかった原因】

作業計画とは異なる計装作業班が当該作業を実施したため、作業手順書に記載された命綱等の落下防止措置が行われなかったことに加え、作業を実施した計装作業班に縄ばしごの使用経験者がいなかったため、命綱の必要性に気付かなかったことによるものと推定しました。

対策

- ①当該マンホール等に、命綱なしでの縄ばしごの使用を禁止する掲示をしました。(下図参照)
- ②同一機器に対して同時期に複数の工事を実施する場合は、関係する協力会社作業班の間で事前打ち合わせを行い、作業分担等を確認することを徹底させます。
- ③当社の担当者は、作業の実施を許可する際に、事前打ち合わせ内容を基に必要事項が全て調整されていることを再確認した上で、安全作業指示書を承認します。
- ④現在、発電所内の作業員全員を対象に実施している安全体感研修に縄ばしごの項目を追加し、縄ばしご昇降の危険性を理解させ、安全に使用する方法を体感させます。

現場注意事項掲示写真(例)

